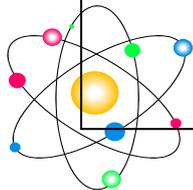




住信 年金情報

PENSION NEWS

(平成 21 年 9 月 11 日)



年金信託部

【厚生年金基金】

代行保険料率の算定に関する省令改正

本日(平成 21 年 9 月 11 日)、代行保険料率の算定に関し、厚生労働省令が改正されましたのでご案内します。

厚生年金基金規則(省令)

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/090911pnpasdmhlw.pdf>

なお、[8 月 6 日の PENSION NEWS](#)にてご連絡のとおり、本改正に先立ちパブリックコメント手続きが行われておりました。当時の内容と比較して、今回の改正の内容に変更点はありません。

1. 改正の概要

(1) 代行保険料率の算定に用いる予定利率の変更

予定利率が 3.2%から 4.1%に変更されました。

(2) 特例措置の新設

最低責任準備金が過去期間代行給付現価を下回っている基金について、今回の厚生年金の財政検証において見直された諸前提に基づいて算定された代行保険料率と、見直し前(平成 22 年 3 月分)の代行保険料率を丈比べして、高い方の代行保険料率を適用することとなります。(次回の厚生年金の財政検証までの期間の特例措置。)

2. 施行期日

平成 22 年 4 月 1 日

3. その他

本改正にあわせ、すべての厚生年金基金において、平成 21 年 3 月 31 日を計算基準日として代行保険料率を算定し、平成 22 年 4 月から新しい免除保険料率を適用することとなる見込みであり、当内容については別途厚生労働省より公示される予定です。

以上



SUMITOMO
TRUST

住友信託銀行